平成２３年（フ）第２４５号
東京都練馬区大泉学園町１―27―２プライムガーデン201　横田方、住民票上の住所埼玉県入間市森坂５番３号
破産者　熊田　智昭
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２５１号
埼玉県坂戸市中富町67番地１三田アパート205号藤木延征方、開始決定時の住所埼玉県坂戸市大字堀込102番地10
破産者　村野　正江
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２８４号
埼玉県所沢市小手指町１丁目４番地の５　グリーンハイム岡田303
破産者　江口　　齊
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３１５号
埼玉県所沢市小手指町２丁目1391番地の３武蔵野ハイツ101
破産者　下垣治郷こと　シモンハルサト
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９４５号
神奈川県中郡大磯町国府本郷110番地
破産者　栗原　茂雄
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９５０号
神奈川県平塚市万田112番地の１　サンパレス湘南Ⅲ―105号
破産者　金子　泰平
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２１号
富山県魚津市吉野217番地
破産者　大城　孝志
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第１１５号
愛知県豊橋市新川町74番地　805、前住所静岡県湖西市南台２丁目10番14号
破産者　阿南美香子
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
静岡県浜松市西区神ケ谷町6196番地の３
破産者　筒井　信吉
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
静岡県浜松市北区新都田３丁目９番30号
破産者　村松　幸男
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３５０２号
愛知県北名古屋市六ツ師江向42番地２
破産者　井上　　洋
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９４３号
名古屋市西区城西５丁目26番21号　ビラ山内201号
破産者　川井　康久
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０９号
名古屋市中川区尾頭橋２丁目８番19号　ＶＩＶＩＡＮ尾頭橋３Ｅ号
破産者　植松　弘之
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７０号
名古屋市西区城西町35番地　みなもと荘３号、開始決定時の住所名古屋市西区上小田井１丁目47番地　ブルーウェーブマンション501号
破産者　新和工業所こと　田中　政夫
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８２号
名古屋市南区中割町３丁目27番地、開始決定時の住所名古屋市南区元塩町１丁目36番地の３　ホワイトキャッスル南ケ丘Ａ棟603号
破産者　吉田　慶龍
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９０６号
名古屋市南区南野３丁目223番地の８
破産者　服部　正和
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９８７号
愛知県春日井市宗法町字知光院68番地25
破産者　プランニングエポこと　山添　直美
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５号
山口県長門市東深川653番地１
破産者　永田　和稔
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第１２３２号
札幌市清田区北野５条４丁目22番28号　セジュール北野台202号
破産者　池田　丈伸
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部